

令和 2 年 度
津 山 市 農 業 委 員 会
(3 月 定 例 会 議 事 録)

令和3年3月10日(水) 14時00分～
津山市役所 本庁舎2階 202室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(16名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 長森 健樹 | 2. 井家上 淑子 | 4. 堀江 政由 | 5. 仁木 紹祐 |
| 6. 尾島 宏明 | 7. 小島 仁太郎 | 9. 筒塩 清美 | 10. 寺元 久郎 |
| 11. 岡田 成子 | 12. 大塚 毅 | 13. 吉野 夏己 | 14. 高山 一英 |
| 15. 大山 正志 | 16. 植本 幸男 | 17. 竹内 隆一 | 19. 山下 英男 |

欠席委員(3名)

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 3. 池田 幸正 | 8. 坂本 弘治 | 18. 太田 裕恭 |
|----------|----------|-----------|

事務局(7名)

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 吉田 局長 | 高橋 次長 | 今井 主事 | 三宅 主査 |
| 小椋 主任 | 濃野 主幹 | 門村 主事 | |

議 事

- 議案第 85号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 86号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 87号 農地転用事業計画変更承認について
- 議案第 88号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 89号 非農地証明願承認について
- 議案第 90号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 91号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 92号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）
- 議案第 93号 別段の面積（下限面積）の設定について
- 報告第 18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第 19号 農地転用届出書の受理について
- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00~)

事務局 長

定刻が参りましたので、令和3年3月の津山市農業委員会定例会を始めます。
本日は、委員19名中16名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えていますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。なお、3番池田委員、8番坂本委員、18番太田委員から欠席の連絡を頂いております。

長 森 会 長

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

みなさま、ご苦労様でございます。3月に入りまして暖かくなってきました。農作業も本格化すると思いますが、事故の無いように気を付けて、体調管理も十分に気を付けて作業されてください。

井 家 上 委 員

それでは議事進行を始めます。まず運営委員会から報告をお願いします。

太田運営委員長がご欠席の為、私から報告をさせていただきます。

先ほど開催されました第12回運営委員会について、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思っておりますので、よろしく申し上げます。

長 森 会 長

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

はい、ありがとうございました。続きまして議事録署名人を指定させていただきます。19番山下委員、4番堀江委員、お願いします。

事務局（津山）

それでは、議案第85号農地法第3条の規定による許可申請承認について事務局説明をお願いします。

それでは議案第85号の説明をいたします。今回、津山地区から9件、加茂地区から1件、勝北地区から1件、久米地区から1件、合計12件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、岡山市の88歳の女性から、下高倉西の44歳会社員兼農業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、1-2についてですが、綾部の56歳の男性から、同じく綾部の80歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、1-3についてですが、高野本郷の80歳無職の男性と、高野山西の43歳団体職員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、1-4についてですが、高野本郷の74歳の女性から、同じく高野本郷の73歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、1-5についてですが、岡山市の65歳の男性から、八出の68歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、1-6、1-7についてですが、種の83歳の男性及び同じく種の83歳の女性から、岡山市の60歳会社員の男性への、新規就農による所有権移転です。譲受人の住所は岡山市ですが、農業拠点が生種にあり、申請地までの通作距離は概ね0.5キロと問題はございません。

続きまして、1-8についてですが、瓜生原の78歳の女性から、同じく瓜生原の70歳会社員の男性への、贈与による所有権移転です。

続きまして、1-9についてですが、西吉田の73歳の男性から、上田邑の38歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。

以上、津山地区の申請9件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

事務局（加茂）

津山地区の説明は以上です。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1についてですが、加茂町公郷の55歳の男性から、加茂町宇野の69歳、農業の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をす

ることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区からの説明は以上です。

事務局（勝北） 続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、市場の69歳の女性から、林田の61歳地方公務員の男性への贈与による所有権移転です。以上、勝北地区の申請1件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

事務局（久米） 続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1についてですが、南方中の71歳の男性から、同じく南方中の82歳農業を営む男性への、贈与による所有権移転です。久米地区の申請1件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議案第85号の説明は以上です。

長 森 会 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました。それでは各地区の担当委員から意見をお願いします。

高 山 委 員 14番高山です。1-1について、3月3日に利用状況を確認してきました。牧草を付けられておまして、問題ないと思います。

1-2について、これは最近農業を本気でされている方なので問題ないと思います。

1-3、高野ですがこれについても問題ないと思います。

小 島 委 員 7番小島です。1-4ですが2日に推進委員と見て回りました。しっかり耕されているので問題ないと思います。

長 森 会 長 1番長森です。1-5ですが問題ないと坂本委員より連絡を受けております。

1-6、1-7について事務局の説明の通りで問題ないと思います。

1-8ですが、これも坂本委員より問題ないと聞いております。

1-9、これは田邑の件ですが、高畑推進委員と見て回らして問題ないことを確認しております。

山 下 委 員 19番山下です。2-1ですけど頑張って農業をされている方なので問題ないと思います。

堀 江 委 員 4番堀江です。事務局の説明の通り贈与で問題ありません。

筒 塩 委 員 9番筒塩です。先日事務局と推進委員と見に行きまして、問題ないと思います。

長 森 会 長 ありがとうございます。只今、事務局並びに地区担当委員から説明がありましたが、皆さんご質問等ありますか。

* ありません。

長 森 会 長 ないようでしたら採決に移りたいと思います。本案に対しまして賛成の方は挙手をお願いします。

* << 多数、挙手 >>

長 森 会 長 はい。賛成多数ということで、原案通り承認されました。

続きまして、事務局、議案第86号農地法第4条の規定による許可申請承認について説明をお願いします。

事務局（津山） それでは、議案第86号の説明をいたします。今回、津山地区から1件、勝北地区から2件の合計3件の申請です。議案書のページは5ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・河辺の田、482㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、貸露天資材置場です。転用事業者は、河辺にお住まいの95歳農業の男性です。申請地の近隣で、土木工事を営み、建築資材の販売を行う会社に貸露天資材置場として貸し付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存の擁壁のほか、西側はコンクリ

ート擁壁を新設し、雨水排水については、北側水路に放流させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

事務局（勝北）

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番・新野東の田、163㎡についてです。農地区分は、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は露天資材置場です。転用事業者は、新野東にお住いの63歳無職の男性です。転用事業者は、近隣にある居宅及び資材保管庫を取り壊し、土地を売却することとなったため、そこに保管してあった資材の保管場所としての露天資材置場として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、形状変更は行わず、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。久本西町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区区分からみて問題ないものと考えます。

続きまして、4-2番・西中の田、1,047㎡の件についてです。農地区分は、第1種及び第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、西中にお住いの76歳農業の男性です。高齢となり、農地の管理が労力的に難しく、将来のことを考え、隣接する原野と併せて収益事業として太陽光発電施設を設置するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、盛土は行わず、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。西中上町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区区分からみて問題ないものと考えます。

議案第86号の説明は以上です。

長 森 会 長

はい、ありがとうございました。続きまして、地区担当委員から、ご意見をお願いします。

尾 島 委 員

1-1、河辺ですが、坂本委員より問題ないと報告を受けております。

6番尾島です。4-1、4-2について、どちらも問題ありませんのでよろしくをお願いします。

長 森 会 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局並びに地区担当委員の意見がありました。何か皆さんご質問等、ありませんか。

*

長 森 会 長

ありません。

はい、ないようでしたので採決を取りたいと思います。本案について賛同の方、挙手をお願いします。

*

長 森 会 長

《 多数、挙手 》

はい、挙手多数という事で原案通り承認いたしました。

続いて議案第87号農地転用事業計画変更承認についてについて上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局（津山）

それでは、議案第87号の説明をいたします。今回、津山地区から1件の申請です。議案書のページで申しますと、6ページから8ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・高野本郷の宅地など、2,394.62㎡の件についてです。この件につきましては、このあとご審議いただきます10ページの議案第88号1-5番及び1-6番と関連する議案になります。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、特定建築条件付売買予定地の建売住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8.3m程度の建売住宅6棟及び木造平屋建て全高4.9m程度の居宅2棟、合計8棟で建ぺい率は25%です。申請地において、建売住宅8棟を建設するため、令和2年8月31日付けで農地法第5条の規定に基

づく転用許可を受け、造成を完了するなど転用事業を進めておりましたが、隣接地所有者から隣接地の取得希望が示され、当初計画のままでは建売住宅の販売が困難になり、事業完了が困難になることから、隣接地所有者と協議を行い、協議が成立したことを踏まえ、協議結果を踏まえた隣接地所有者への譲与及び画地面積を変更しての8区画の建売住宅として建築するため、事業計画変更承認申請がなされたものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁のほか、新設で擁壁を設け、雨水排水については、側溝を設け、既存排水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画であることを確認しています。第2種農地であり、変更後の転用計画は農地区分から見ても問題ないものと考えられ、また、周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前に比べ同程度以下であると認められることから、事業計画の変更は問題ないものと考えます。

議案第87号の説明は以上です。

長 森 会 長 はい、ありがとうございました。続きまして、地元委員から、ご意見をお願いします。

小 島 委 員 7番小島です。1-1、事務局の説明通りです。よろしくをお願いします。

長 森 会 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局並びに地区担当委員の意見がありました。何か皆さんご質問等、ありませんか。

* ありません。

長 森 会 長 ないようでしたら採決に移りたいと思います。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

* < 多数、挙手 >

長 森 会 長 はい、賛成多数という事で原案通り承認されました。

続きまして議案第88号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程いたします。事務局、説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第88号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転9件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定1件の合計11件の申請です。議案書のページは、9ページから11ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・北園町の田及び畑、1,403㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地8区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は北園町に本店を置く資本金の額1,800万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、既存のコンクリート擁壁があり、雨水排水については、既存水路に接続し対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・北園町の畑、195㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.7m程度の居宅1棟で建ぺい率は41%です。転用事業者は、北園町にお住いの31歳会社員の男性です。現在、アパートにて生活していますが、子どもの成長に伴い手狭となったことから、申請地を祖父から借り受け、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、西側に既存擁壁があり、東側及び南側は新設擁壁を設け、雨水排水については、既存排水路へ接続し、生活雑排水は公共下水道へ接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・高野山西の田、163㎡、賃貸借権設定と、1-4番・同じく高野山西の田、86㎡、所有権移転の件についてです。この2件は関連する一体的な事業計画となっており、あわせて説明いたします。農地区分は、都市計画用

途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、事務所の増築で、施設の概要は、平屋建て全高2.9m程度の事務所の増築及び全高3.0m程度のカーポート2棟です。転用事業者は高野山西に本店を置く資本金の額300万円の株式会社で、主な事業は測量業です。転用にあたり、境界部分については、西側に既存擁壁があり、東側は新設擁壁、南側は側溝を設け、雨水排水については、側溝から既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・高野本郷の宅地、185㎡、所有権移転の件についてです。この件につきましては、先ほどご審議いただきました6ページから8ページの議案第87号1-1番と関連する議案になります。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、美作市にお住いの64歳会社員の男性です。隣接地に妻と子どもが生活しておりますが、子どもが自動車を所有することになり、駐車場の確保が必要となったこと、加えて妻が自宅でパッチワーク教室を開催しており、生徒の駐車場を確保する必要があることから、申請地を譲り受け、露天駐車場を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既に造成は完了しており、雨水排水については、自宅敷地の排水路へ接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・高野本郷の宅地、27㎡、所有権移転の件についてです。この件につきましては、先ほどご審議いただきました6ページから8ページの議案第87号1-1番と関連する議案になります。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、施設の拡張です。転用事業者は、高野本郷にお住いの43歳会社員の男性です。所有する車も増え、自宅敷地が狭小となり、利用しづらい状況にあるため、隣接する申請地を譲り受け、庭として拡張するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既に造成は完了しており、雨水排水については、自宅敷地の排水路を経由するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。既存施設の拡張であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・高尾の田、398㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、高尾にお住いの73歳自営業の男性です。申請地の近隣で車輛販売修理業を営んでおりますが、現在の車両置き場が狭小であることから、申請地を譲り受け、露天駐車場を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、南側はブロック壁を新設、東側はフリームを新たに設け、雨水排水については、自然浸透並びに東側に設ける排水施設で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。森原井出組合から、差し支えない旨の同意書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-8番・河面の雑種地、65㎡、所有権移転の追認案件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は、施設の拡張です。転用事業者は、高野本郷にお住いの61歳会社役員の女性です。隣接地にて太陽光発電施設を運営しておりますが、申請地を組み入れてしまっていたことから、施設の法面とするため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、法面として整備しており、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。土地改良区には未所属です。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当し

ており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-9番・国分寺の田、1,151㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、特定建築条件付売買予定地の建売住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.3m程度の建売住宅4棟及び道路で建ぺい率は26%です。転用事業者は、下高倉西に本店を置く資本金の額500万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、擁壁及び側溝を設置し、雨水排水については、側溝を設け、既存排水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-10番・東一宮の田、277㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅で、施設の概要は、木造平屋建て全高6.1m程度の居宅1棟で、建ぺい率は40%です。転用事業者は、東一宮にお住いの33歳林業の男性です。現在、アパートにて生活していますが、結婚を機に将来のことを考え、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロック3段を設置し、雨水排水については、U字溝及び排水柵を設け、既存水路に接続し、生活雑排水は浄化槽を設置し、既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-11番・東一宮の田、252㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、社宅で、施設の概要は、木造2階建て全高7.4m程度の社宅1棟で、建ぺい率は51%です。転用事業者は、真庭市に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は建設コンサルタント業です。転用事業者は、市内山北に事務所を構えておりますが、福利厚生の実施を図るため、申請地を譲り受け、社宅を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、南側は既存コンクリート擁壁があり、東側はコンクリート擁壁を新設し、雨水排水については、既存排水路へ接続し、生活雑排水は合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第88号の説明は以上です。

- | | |
|---------|--|
| 長 森 会 長 | ありがとうございました。事務局からの説明は以上ですが、地元の委員から報告をお願いします。 |
| 大 山 委 員 | 1区大山です。1-1、1-2について、住宅地の中で農業を続けるには困難だろうと思います。問題ありません。以上です。 |
| 小 島 委 員 | 1-3、1-4は受人の会社が事務所をするということで、よろしく願います。
1-5、1-6は先ほどからの関連の申請で問題ありませんのでよろしく願います。 |
| 長 森 会 長 | 1-7の高尾について、問題ないと池田委員より聞いておりますのでよろしく願います。 |
| 井家上会長代理 | 2番井家上です。1-8ですが隣接の場所も太陽光発電をされておりまして、周囲に影響ありませんし法面もきちんと管理をするということですのでよろしく願います。 |
| 長 森 会 長 | 1番長森です。1-9について、問題ありませんと坂本委員さんから聞いておりますのでよろしく願います。 |

仁 木 委 員	5 番仁木です。1-10 について、東一宮ですが周囲も住宅地ですので問題ないと思います。
	1-11 について、先月不備があったものを改善されて提出し直しているものですので問題ありませんのでよろしくお願いします。
長 森 会 長	それでは、ほかの委員からご意見ありますか。
* 長 森 会 長	ありません。
* 長 森 会 長	ないようでしたら採決に移りたいと思います。本案に賛成の方は挙手をお願いします。
	《 多数、挙手 》
長 森 会 長	はい、賛成多数という事で原案通り承認されました。
	続いて議案第 89 号非農地証明願承認について上程します。筆頭者、説明をお願いします。
高 山 委 員	14 番高山です。1-1 について、改築をされた際に進入路や農業用倉庫になってしまったということで、問題ないと思います。
小 島 委 員	7 番小島です。1-2 ですが家を建てたときに進入路を付けたということで問題ないと思います。
	1-3 ですが平成の初期に父親が倉庫を建てたということです。
	1-4 ですが建て替えた際に進入路として使っていたということです。問題ないと思います。よろしくお願いします。
長 森 会 長	1-5 ですが、備考欄の通りやむをえないと坂本委員から聞いております。
竹 内 委 員	17 番竹内です。2-1 についてですが平成 2 年頃から駐車場として使っているということで問題ありません。
尾 島 委 員	6 番尾島です。4-1 ですが、昭和 50 年頃に家を建てた際に取り込んでしまったということです。
	4-2 ですが、既存の進入路が狭かったのでいつの間にか広げていたということです。
	4-3 ですが、倉庫を建てられたということです。
	4-4 ですが農業用倉庫ということでやむをえないと思います。行ってみましたが問題ないと判断しました。
堀 江 委 員	4 番堀江です。4-5、現在宅地になっておりますのでよろしくお願いします。
植 本 委 員	16 番植本です。5-1 について、宅地の進入路が農地にかかっていたということです。よろしくお願いします。
長 森 会 長	はい、ありがとうございます。ただ今、筆頭者に説明してもらったのですが、何かご意見ございますか。
* 長 森 会 長	ありません。
* 長 森 会 長	ないようなので採決を取りたいと思います。本案に承認される方は挙手をお願いします。
	《 多数、挙手 》
長 森 会 長	賛成手多数ということで本案は原案通り承認されました。続きまして、議案第 90 号耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について上程いたします。筆頭者の方、説明をお願いします。
大 山 委 員	1 区大山です。1-1 について説明します。これは靄保の畑ですが見てみましたところ、周囲はすべて原野化しておりますので仕方ないと思います。
小 島 委 員	7 番小島です。1-2 の野村ですが、これは荒れてしまって仕方ないと思います。
山 下 委 員	19 番山下です。ここは進入路もなく山林原野になっています。
岡 田 委 員	11 番岡田です。4-1 ですが推進委員と現地を見に行きましたが、周囲は竹藪で畑に覆ってどうしようもないと思いました。
大 塔 委 員	12 番大塔です。5-1 ですが周囲が山と竹藪で仕方ないと思います。
長 森 会 長	ありがとうございます。只今、筆頭者の委員の方から説明がありましたが何か

			ご意見ございますか。
	*		ありません。
長	森	会	長
	*		ないようでしたら採決を取ります。本案に賛成の方、挙手をお願いします。
長	森	会	長
	*		賛成多数ということで、原案通り承認されました。
			続きまして、議案第91号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。
事	務		局
			議案第91号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。議案書のページは、18ページから38ページです。18ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区37件、加茂地区5件、阿波地区3件、勝北地区53件、久米地区32件の合計130件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
			議案第91号の説明は以上です。
長	森	会	長
			はい、ありがとうございました。議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。何かご質問等、ございませんか。
	*		ありません。
長	森	会	長
	*		ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手をお願いします。
長	森	会	長
	*		賛成多数ということで、原案通り承認されました。
			続きまして、議案第92号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）、事務局から説明をお願いします。
事	務		局
			議案第92号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）を説明いたします。議案書のページは、39ページから40ページです。39ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが、加茂地区2件のみです。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
			議案第92号の説明は以上です。
長	森	会	長
			はい、ありがとうございました。議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。何かご質問等、ございませんか。
	*		ありません。
長	森	会	長
	*		ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手をお願いします。
長	森	会	長
	*		賛成多数ということで、議案通り承認されました。
			続きまして、議案第93号別段の面積（下限面積）の設定について上程します。
事	務		局
			事務局から説明をお願いします。
			議案第93号の説明をいたします。
			現在、津山市においては、農地法施行規則第17条第2項の規定による別段の面積は市内全域において30アールに設定しております。この面積については、国からの通知により毎年見直しの議論をすることとされており、この度、審議をお願いするものです。先月お送りしました「下限面積の弾力的な運用について」において、みなさまからのご意見を集約し、その結果を踏まえ議案に、「本市全域の別段の面積（下限面積）を従来と同じ30アールとする」と上程しております。
			ご審議をよろしく願いいたします。
長	森	会	長
			はい、ありがとうございました。事務局の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案について何かご質問等、ございませんか。
	*		ありません。
長	森	会	長
	*		ないようですので採決をいたします。本案について賛成の方挙手をお願いします。
長	森	会	長
	*		賛成多数ということで、議案通り承認されました。

事務局	<p>続きまして、報告第18号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。</p> <p>報告第18号について説明します。議案書のページは42ページから43ページです。今回は、相続によるものが2件12筆、時効取得によるものが1件1筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。</p> <p>その他詳細は議案書のとおりです。報告第18号の説明は以上です。</p>
長森会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、報告第19号農地転用届出書の受理について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第19号の説明をいたします。</p> <p>議案書のページで申しますと、44ページです。今回は、2件です。</p> <p>1-1につきましては、押入の田、710㎡のうち183.50㎡に農業用露天農具置場を設けていたというものです。</p> <p>1-2につきましては、中島の畑、662㎡のうち65㎡に農機具倉庫及び作業場兼肥料置場を設けるというものです。</p> <p>報告第19号の説明は以上です。</p>
長森会長	<p>ありがとうございました。それでは続きまして、その他に移ります。議事はここで終わりましたが委員のみなさまから特段、何かございますか。</p>
* 長森会長 事務局	<p>ありません。</p> <p>ないようですので事務局から次回の開催について説明します。</p> <p>事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。</p> <p>次回、4月の定例委員会ですが、令和3年4月12日月曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、4月の定例委員会ですが、令和3年4月12日月曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。</p>
長森会長	<p>ありがとうございました。それではこれを持ちまして定例会の審議を終了いたします。</p>

(14:50終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
